

## 年金について

### ① 入れる年金

	サラリーマン	サラリーマンの妻 (専業主婦)	自営業 他
厚生年金保険	○		
国民年金保険 (基礎年金)	○	○	○
保険料支払い方法	給料から天引	被保険者の保険料 妻の負担なし	振込 など

### ② もらえる年金

A：老齢厚生年金 B：老齢基礎年金 C：障害厚生年金 D：障害基礎年金

	老齢年金	障害年金 (非課税))	遺族年金 (非課税)
厚生年金保険	A	C	E
国民年金保険 (基礎年金)	B	D	F
どんな時にもらえるか	65歳になったら	障害者になったら	年金をもらっている 人の遺族になったら

	サラリーマン	サラリーマンの妻	自営業 他
老齢年金 (65歳になったら)	A+B	B	B
障害年金 (障害者になったら)	C+D	D	D

- ※ 65歳になると原則、老齢年金と障害年金を同時に受給できない。
- ※ サラリーマンの障害者は65歳までは厚生年金も国民年金も老齢ならどちらも老齢、障害ならどちらも障害しか選べない。
- ※ サラリーマンの障害者は65歳になると A：老齢厚生年金+D：障害基礎年金を選べる。  
(C+Dを受給しながらサラリーマンを続けた場合、65歳になると A+Dを受給したほうが金額が多くなる場合があります。)

③ 年金の種類

I 老齢年金（原則、65歳になった時に受給）

	条 件	備 考
(1) 老齢基礎年金 (国民年金)	加入期間が 10年以上	厚生年金に加入している期間は自動的に国民年金に加入している
(2) 老齢厚生年金	国民年金と 厚生年金加入合計期間 が10年以上	厚生年金に加入している期間と給料に比例した額を受給できる

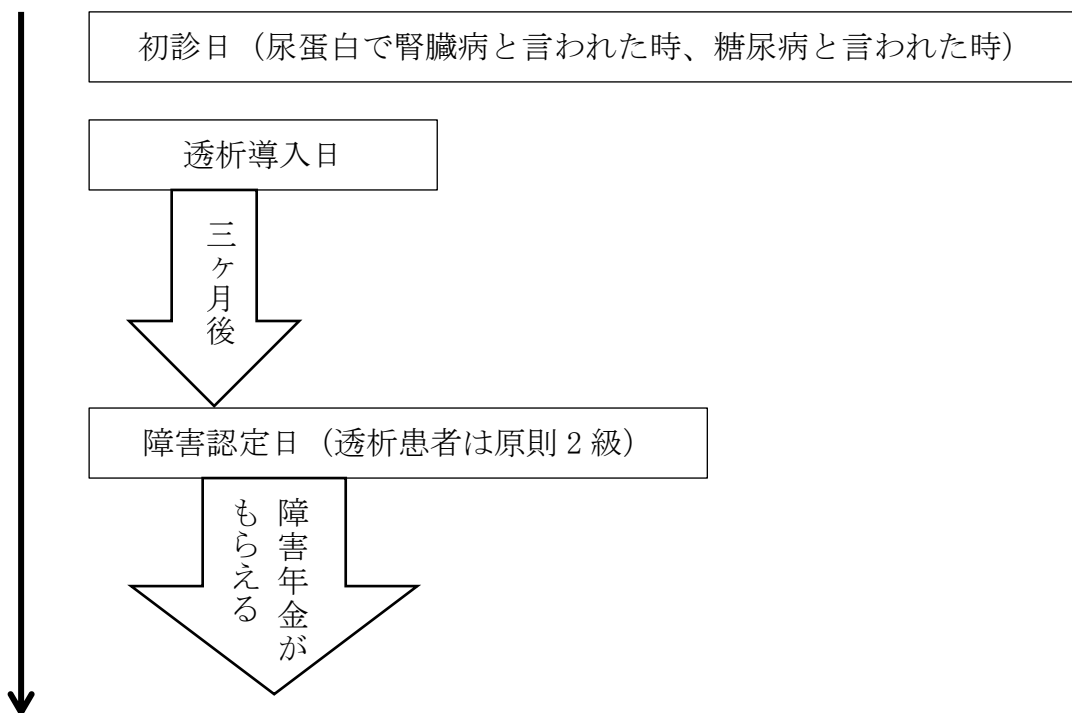
II 障害年金（非課税）

● 受給要件

- (1) 障害の原因となった疾病の初診日が公的年金制度加入中であること。
- (2) 障害認定日に※障害の程度が一定の基準以上の状態であること。
- (3) 初診日前に、保険料の納入期間（免除期間を含む）が加入期間の2/3以上あること。または、初診日直前の1年間に滞納期間がないこと。

※ 腎疾患の障害認定基準（身障者手帳の等級とは異なる）は障害の重い順に1級～3級までである。透析患者は原則2級。

○ 透析患者の場合



● 障害年金額（年額）

	障害認定基準	年 額	備 考
障害基礎年金 (国民年金)	1 級	定額×1.25+子供の加算額	子供の加算額は2人まで と3人以上は一人あたりの 加算額が違う
	2 級	定額+子供の加算額	
障害厚生年金 (厚生年金)	1 級	報酬比例の年金額×1.25 +配偶者の加算額+障害基 礎年金1級	配偶者の加算額は年度で 変わります
	2 級	報酬比例の年金額 +配偶者の加算額+障害基 礎年金1級	
	3 級	報酬比例の年金額	最低保障額あり

※ 子供とは18歳になってから最初の3月31日までの子供、あるいは障害等級1,2級の子供。

※ 報酬比例の年金額は厚生年金に加入していた期間の長さ、給与等によって決まる。

④ 年金申請の手続き

年 金	申請・手続き
国 民 年 金	市役所・町役場国民年金課
厚 生 年 金	社会保険事務所
共 済 組 合	各共済組合